

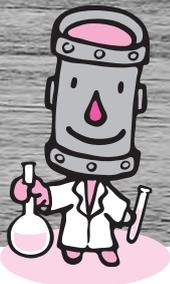


## 平成27年度水質検査計画を策定しました

水質検査計画は、お客さまに、より安心して水道水をご利用いただくため、水源から浄水場、そして各家庭のじゃ口の水に至るまで、「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」「どの地点で」検査するかなどを示したものです。

毎年、新年度が始まる前に策定・公表しており、おもな内容は次のとおりです。

- 水道事業の概要
- 原水と水道水の水質状況
- 検査項目、検査頻度および検査地点とその理由
- 水質検査方法
- 臨時水質検査



安全安心な水道水をお届けします

### ◆計画は「こちら」をご覧ください◆

平成27年度の水質検査計画は次の場所でご覧いただけます。また、平成25年度の水質検査の結果をまとめた「水質年報」も併せてご覧いただけます。

- ▼お客様センター(川尻庁舎)、北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、市役所1階の資料閲覧コーナー、中央図書館明德館、県立図書館、上下水道局ホームページ
- <http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/>

### ◆ご意見を水質検査に反映します◆

水質検査計画と水質年報に対するご意見、ご要望をお寄せください。いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。

〒010-1652 豊岩豊巻字上野164  
 上下水道局浄水課水質管理室  
 ☎(028)1451・FAX(028)6291  
 Eメール ro-wtp@city.akita.akita.jp

## 宅地内の漏水点検は定期的に

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則としてお客さまの負担になりますので定期的に漏水の点検をしましょう。

### 漏水の確認方法

- ① 屋内・屋外のすべて のじゃ口を閉める
- ② 水道メーターのパイロット部分が回転しているか確認する



\*じゃ口を閉めてもパイロットが回転している場合は漏水の可能性があります。不安な時はお客様センターへご連絡ください。

## 有効期間満了をむかえる水道メーターの取替作業を無料で行います

水道メーターは、使用有効期間が8年間と計量法で定められています。このため、4月上旬から12月下旬にかけて、期間満了を迎える水道メーターの取替作業に、上下水道局が委託した秋田市指定水道工業者が身分証明書を持って訪問します。

対象世帯には、3月・4月の水道メーター検針時にお知らせ票で通知します。

上下水道局お客様センター

☎(023)8431

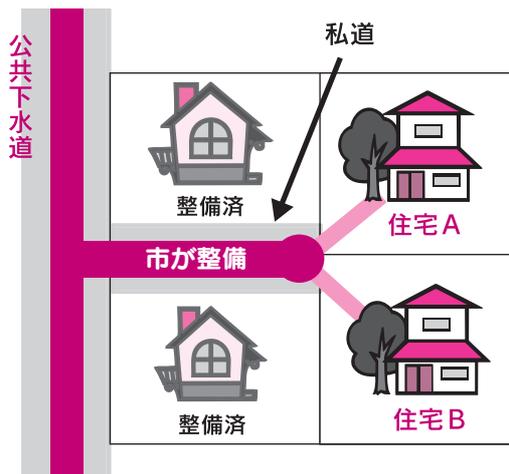


# 快適な暮らしを支える下水道

制度のご利用をお考えのかたは、上下水道局下水道整備課へお問い合わせください。☎(864)1455

## 私道へ公共下水道を設置します

公共下水道の事業計画区域内の私道で、次の要件を満たしている場合は、申請により市が公共下水道を設置します。

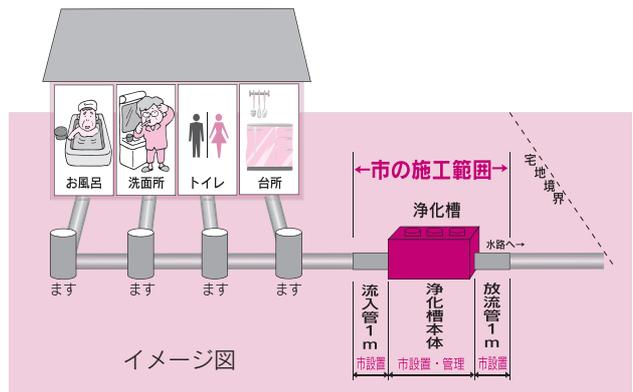


対象要件

- 公共下水道が設置されている道路に接続されている
- 幅員が1.8m以上ある
- 所有者が異なる家屋が2棟以上ある
- 私道敷地の所有者、その他の権利者全員が公共下水道の設置を了承している
- 私道沿線の受益者全員(上図の場合はAとB)が、受益者負担金の納付に同意している

## 「市設置型浄化槽」で水洗化をお考えのかたはご相談ください

「市設置型浄化槽」の対象は、公共下水道や農業集落排水の処理区域になっていない地区にある一戸建て・共同住宅です。浄化槽の維持管理も市が行います。



## 「市設置型浄化槽」を利用するかたの負担

- 浄化槽本体の設置分担金(設置する人槽により異なります)  
\* 人槽=浄化槽の大きさの目安。建物の延べ床面積や使用予定人員などにより決まります。
- 使用料(基本使用料月額1,020円+従量使用料+消費税相当額)
- 浄化槽以外の排水設備・トイレ改造工事費用
- 浄化槽の運転に要する電気代

「上下水道の広場」では、みなさんからのご意見、ご感想、ご質問などをお待ちしています。

宛先

〒010-0945 川尻みよし町14-8 上下水道局総務課経営企画係  
☎(823)8434 FAX(824)7414 Eメール ro-wtmn@city.akita.akita.jp